



ちがいを
ちからに
変える街。

 **渋谷区**
Shibuya City

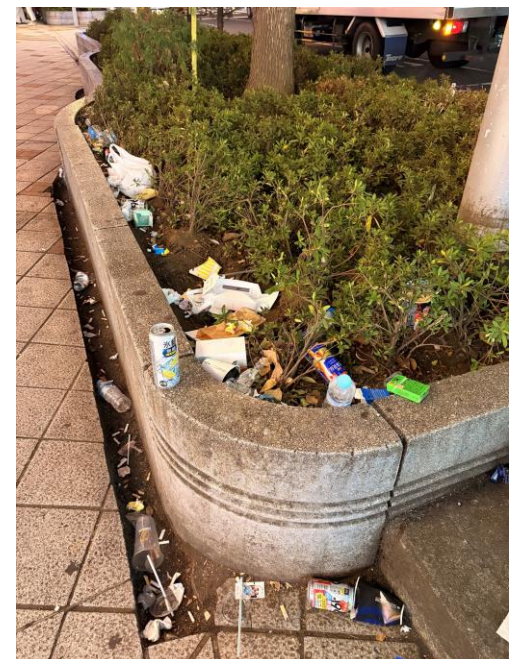
『きれいなまち渋谷をみんなで作る条例』の一部改正

- ①ポイ捨て者への過料処分
- ②飲食料店舗へのごみ箱設置
- ③自動販売機への回収容器設置

渋谷区 環境政策部 環境整備課 きれいなまちづくり係

令和8年10月1日更新版

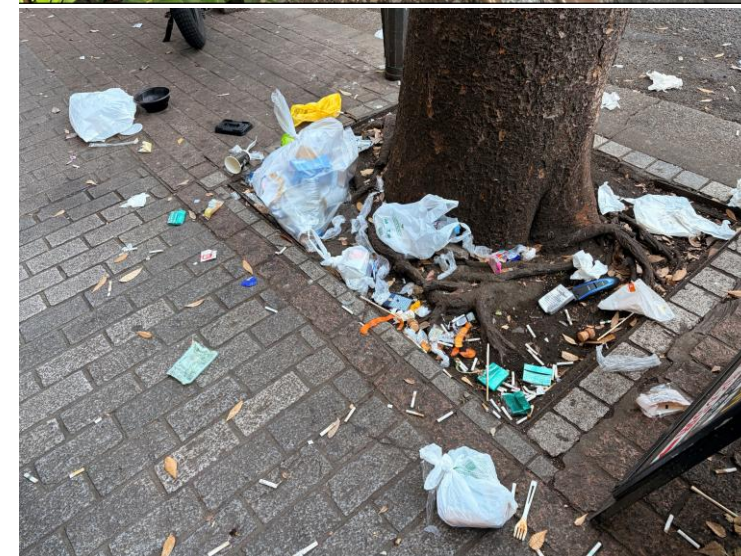
ポイ捨てごみの状況（条例改正前）



条例改正までの経緯

- 「**きれいなまち渋谷をみんなでつくる**」という理念のもと、平成9年に「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」を制定し、街の環境美化に関するルールを定めました。
- また、「**自分のごみは、自分で持ち帰る**」ことを基本として、ポイ捨て禁止の啓発活動を行うとともに、各地区の美化推進委員会及び多くのボランティアの方々の活動により、街の環境美化を保ってきました。
- しかしながら、コロナ禍後に**来街者が増加し、ポイ捨てごみも急増**しています。そのため、これまでの美化・啓発活動だけでは、美しく健全な環境を維持できなくなってきたのが現状です。
- また、**巡回員によるポイ捨て者への指導**や条例に基づく事業者等への回収容器設置等の協力をお願いしてきましたが、実効性に課題があり、十分な効果を発揮することができませんでした。
- こうした状況を踏まえ、ポイ捨てごみ対策を抜本的に見直すこととし、「**きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例**」の**一部改正**を行うこととしました。
- 本改正案は、昨年12月に渋谷区議会にてご審議いただき、**全会一致にて可決**しました。今後は、新たなルールのもと、ポイ捨てごみの無いきれいなまち渋谷を目指します。

(参考)	
平成 9年	「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」の制定
平成15年	渋谷区分煙ルールの制定（歩きたばこ禁止等）
令和 元年	「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」の改正、路上喫煙者への過料徴収の開始
令和 8年	「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」の改正、ポイ捨て者への過料徴収の開始、特定店舗へのごみ箱設置義務化



「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」の改正概要

令和8年4月1日施行（過料適用6月1日～）

ポイ捨て者への過料処分

エリア：区内全域

内容：ごみのポイ捨て禁止

罰則：過料2千円



詳しくはこちら
[渋谷区ポイ捨て禁止ルール](#)
(渋谷区ポータル)

特定店舗へのごみ箱設置

区域：渋谷エリア 渋谷1丁目～3丁目、神南1丁目、宇田川町、道玄坂1丁目・2丁目、円山町、桜丘町

原宿エリア 神宮前1丁目～6丁目

恵比寿エリア 恵比寿1丁目・4丁目、恵比寿西1丁目・2丁目、恵比寿南1丁目～3丁目、東3丁目、広尾1丁目

業態：飲食料販売事業者 例：コンビニ、スーパー、カフェ、ファーストフード、キッチンカー、路面店（クレープ・ケバブ・タピオカ）など

内容：ごみ箱の設置義務、適正管理

罰則：勧告・命令・公表・過料5万円



詳しくはこちら
[渋谷区ごみ箱ルール](#)
(渋谷区ポータル)

自動販売機への回収容器設置

エリア：区内全域

業態：飲食料を販売する自動販売機

内容：回収容器の設置義務、適正管理

罰則：勧告・命令・公表・過料5万円



詳しくはこちら
[自動販売機への回収容器設置ルール](#)
(渋谷区ポータル)

どのようにルールの実効性を確保するか

自治体が条例等により独自に定めたルールについて、どのように実効性を確保していくのかは、渋谷区のみならず、全国の自治体における共通の課題ではないでしょうか。環境省の調査^(※)によると、全国で6割以上の自治体がポイ捨てを規制する条例等を制定しています。渋谷区においても、平成9年よりポイ捨て行為に対する罰則として、「罰金」を設けていました。

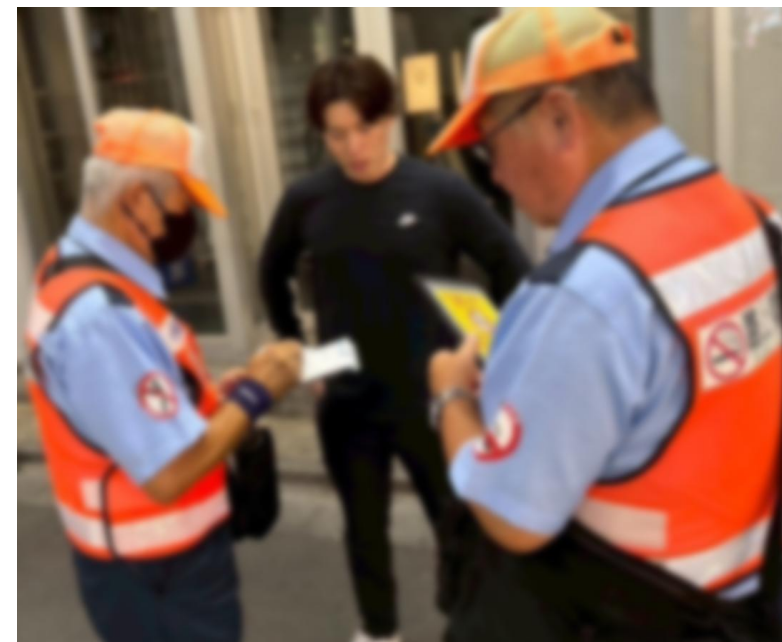
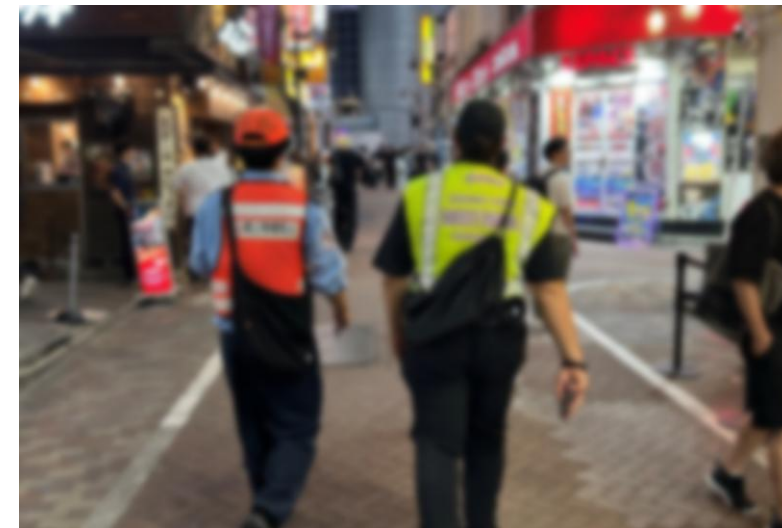
その一方で、罰則が「**罰金**」の場合、違反者を現認できたとしても、**起訴等の刑事上の手続きが必要**となることから、実際の罰則適用までのハードルが高く、ポイ捨て行為のように多くの違反者がいる場合、その実効性に課題がありました。

こうした事情から、今回、渋谷区では、ポイ捨て行為に対する罰則を「罰金」から「**過料**」に変更することで、**渋谷区が主体となって処分を科す**ことができるよう、条例の一部改正を行いました。

さらに渋谷区では、受動喫煙防止を目的に、**路上喫煙者に対する過料徴収**を既に実施しており、平成31年度から令和7年度までの**7年間で77,874件の過料処分**を科してきました。この中で**培ったノウハウを、ポイ捨て行為に対する過料徴収にも活用**することで、適正に違反者を取り締まり、ポイ捨て行為に対する心理的抵抗感を高めることで、渋谷区ポイ捨て禁止ルールの実効性を確保できると考えました。

条例施行後は、**1日あたり最大60人の巡回員が24時間365日、区内全域を巡回**しています。令和8年9月30日時点でポイ捨て行為に対して**1,500件以上の過料処分**を行っており、ルールの実効性確保につなげています。

渋谷区は今後も、「**ポイ捨ては許さない**」という強いメッセージを社会に示すことで、ポイ捨てごみの無い、世界に誇れる“きれいなまち渋谷”を目指していきます。



来街者のごみ処理費用は誰が負担すべきか

渋谷区の人口は約24万人ですが、**昼間人口はその2倍以上**といわれています。特に、コロナ禍後は、国内外問わず、多くの来街者が渋谷の街を訪れ、賑わいを生んでいます。

その一方で、渋谷区は**歳入の多くを住民税が占める基礎自治体**であり、法人税収入がないという特別区固有の事情を抱えています。

※ 都区財政調整制度のもと、他の市町村と異なり、**事業者が自治体に支払う主な税（固定資産税・法人事業税・法人住民税等）は都税として東京都が徴収**しています。

そのため、渋谷区が公共ごみ箱を設置するなど、**来街者から発生したごみ処理費用**を負担することは、結果的に住民税を納めている**渋谷区民がこれを大きく負担**することになります。

こうした事情から、今回の条例改正においては、事業者の責務として、**「販売した商品から生じるごみは、販売した店舗が責任を持って処理することが望ましい。」**という考えの下、特定店舗や自動販売機へのごみ箱設置を義務化し、設置義務に応じない場合には、過料を科すことで、**制度の実効性を確保**することとしました。

また、購入者には、「自分のごみは自分で持ち帰ること」とともに、**「買った店舗のごみ箱に捨てること」**も併せて、普及啓発していくことで、ポイ捨て行為の抑止を図る方針を定めました。

最後に、**ごみ箱がないことを理由にポイ捨て行為を許容することはできません**。渋谷区に訪れる全ての方に街のルールを守っていただくため、ポイ捨て者への過料処分など、厳しく対応してまいります。誰もが快適に過ごせる街にいくため、皆様の御協力をよろしくお願いします。



公共ごみ箱の設置について

公共ごみ箱の設置は、ポイ捨て防止に資する有効な手段であると考える一方で、費用面において渋谷区民に大きく負担をかけない形での設置を前提として、これまでさまざまな検討を重ねてまいりました。

こうした中で、宿泊税を原資とする東京都の新たな補助事業が示されました。これを受けて、補助事業を活用することが渋谷区にとって将来負担を抑える大きな契機と捉え、インフラ投資を前倒しすべきタイミングとの考えに至りました。

現在、渋谷区が主体となり当該補助金を積極的に活用し、特に人流が集中し、ポイ捨て対策の強化が求められる渋谷駅周辺に公共ごみ箱を設置するため、商店街等の関係事業者と連携・調整を図りながら、令和8年度内の実現に向けて、具体的な取り組みを進めています。

今後は、ルールによる抑止と環境整備の両輪で対策を進め、地域や事業者の皆様と連携しながら、持続可能な運営の仕組みを構築し、より一層清潔で快適なまち渋谷の実現を目指してまいります。

なお、供用開始後は、24時間365日の巡回体制を構築し、ごみ箱周辺のごみの散乱を防止するとともに、ごみの回収量やポイ捨てごみの改善状況等を継続的に検証します。

場所：渋谷駅周辺
時期：令和8年度内
設置台数：約250台（予定）
設置箇所：約50箇所（予定）



提供：株式会社フォーステック

実施中の取り組み（広報）

【ポイ捨て者対策】

- 新たなルールについて、**区民、来街者、事業者等に広く周知**するため、**わかりやすいコピーやビジュアル**を用いて、大規模な広報活動を実施（令和8年4月～）
- 訪日外国人向けに、**多言語（英語・中国語・韓国語）での広報活動**も併せて実施（令和8年4月～）

【特定店舗・自動販売機へのごみ箱設置】

- **巡回員による対象店舗への個別説明・調査**を実施（令和8年4月～）
- **自動販売機関連業者への説明・巡回員による調査**を実施（令和8年4月～）



憲章ボード（渋谷駅前）



商店街フラッグ（公園通り）



横断幕（渋谷センター街）



壁面ボード（渋谷駅東口）

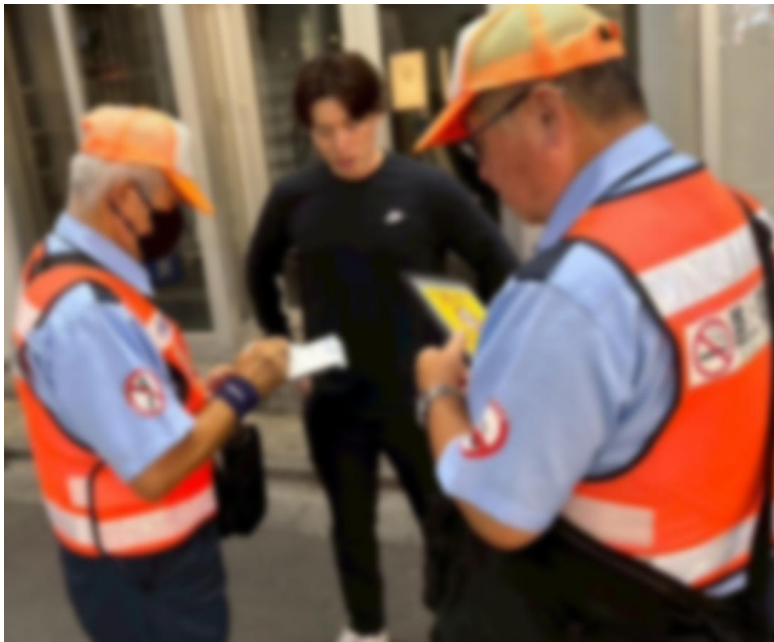


屋外ビジョン（渋谷スクランブルスクエア）

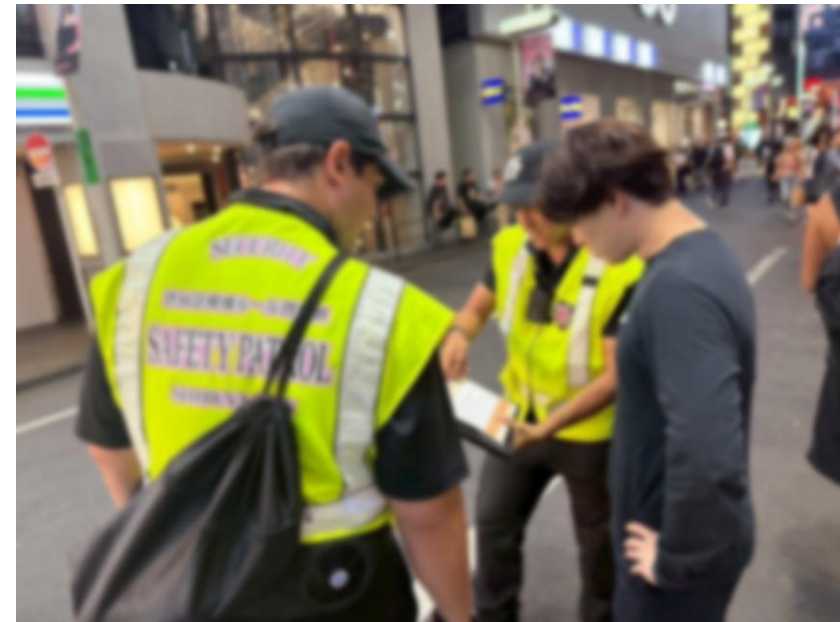
実施中の取り組み（巡回）

【ポイ捨て者対策】

- 1日当たり最大60名の巡回員が24時間365日、区内全域を巡回し、過料徴収等を実施（令和8年6月1日～）
- 路上喫煙者への過料徴収を行っていた巡回員が、ポイ捨て者への過料徴収を兼務。これまでのノウハウを活用し、改正条例の実効性を確保
- 増加する訪日外国人への対応として、多言語対応可能な巡回員を15名以上配置
- 過料の支払いはキャッシュレス決済（クレジットカード、交通系IC、二次元コード）にも対応（令和8年6月1日～）



➤ ポイ捨て者に対する過料処分



➤ インバウンド含む来街者への多言語対応
（巡回員は、英語・中国語・韓国語で対応可）

実施中の取り組み（店舗等調査）

【特定店舗・自動販売機への回収容器設置】

- 巡回員が毎日、**対象店舗・自動販売機の回収容器設置状況を確認**（令和8年4月～）
- 条例違反（未設置・不適切管理）を現認した場合、事業者に対して勧告等を実施（令和8年6月～）
（注）改善しない場合、命令・公表・過料処分を段階的に実施

条例の説明・ごみ箱設置状況調査の様子（下記撮影店舗は、条例に基づき、適切にごみ箱を設置している事業者様）
10月1日時点で、累計5,400店舗以上を調査し、未設置店舗への指導等を実施中



撮影協力：「machi machi 原宿店」



撮影協力：「CAFE & DINER TEDDY'S BIGGER BURGERS」

処分件数等（令和8年度）

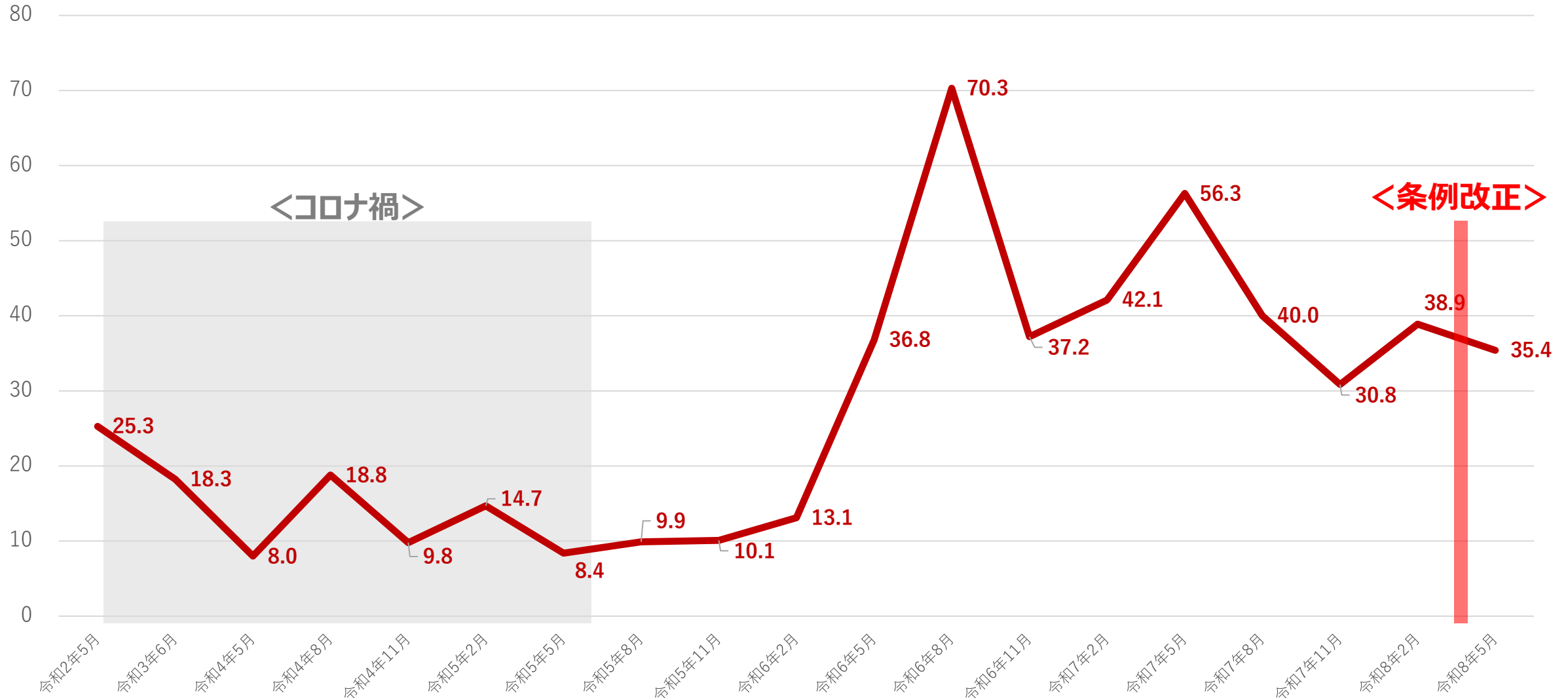
内容	進捗状況
ポイ捨て者 	過料処分：1,547件（6月：325件、7月：183件、8月：455件、9月：584件） <分類> 国籍：日本人74%、外国人26% 年齢：20代（58%）、30代（24%）、その他（18%） エリア：渋谷エリア95%、原宿エリア2%、その他3%
路上喫煙者 	過料処分：18,403件（4月：3937件、5月：3723件、6月：2919件、7月：2327件、8月：2480件、9月：3017件） <分類> 国籍：日本人78%、外国人22% 年齢：20代（50%）、30代（29%）、その他（21%） エリア：集計中
店舗ごみ箱 	調査店舗数（累計）：約5,400件 指導店舗数（累計）：約600件 ※令和8年10月1日時点（速報値） ごみ箱設置率 条例改正後 合計：91%（渋谷：88% 原宿：93% 恵比寿：92%）※令和8年6月以降調査分（3エリアのみ集計） 条例改正前 合計：61%（渋谷：59% 原宿：58% 恵比寿：64%）※令和8年4月・5月調査分（3エリアのみ集計）

ポイ捨てごみ量



詳しくはこちら
[路上散乱ごみ調査](#)
(区ポータル)

調査概要：特定エリアの歩道上において、100mあたり何個のポイ捨てごみが落ちているかを計測



(参考) 令和7年度ポイ捨てごみ実態把握調査報告書



詳しくはこちら
ポイ捨てごみ実態
把握調査 | ポイ捨て
対策 | 渋谷区
ポータル

内容	調査結果	(調査方法)
ポイ捨てごみ量調査 (エリア別)	特定エリアの歩道上における100mあたりのポイ捨てごみの個数は、 渋谷駅周辺 271個 原宿駅周辺 74個 恵比寿駅周辺 64個 代々木駅周辺 43個 甲州街道 23個	- 調査範囲において、徒歩で歩道を撮影し、画像解析によりポイ捨てごみの平均個数を計測。 - 調査場所：渋谷駅周辺 (5.5km)、原宿駅周辺 (4.2km)、恵比寿駅周辺 (1.5km)、代々木駅周辺 (2.8km)、甲州街道 (4.5km) の5エリア - 調査日：令和7年5月26日 
ポイ捨てごみ販売元調査	販売元が特定できたポイ捨てごみの構成比は、 コンビニ 63% カフェ 12% 飲み物持ち帰り 8% ファーストフード 6%	- 渋谷駅周辺でポイ捨てごみを回収し、同品別分別処理を行っている。回収した全1,075個のごみのうち、販売元が特定できた383個の結果を示す。 - 調査期間：令和7年6月22日 ～6月24日 - 本調査で得られたごみの構成比は、渋谷駅周辺のポイ捨てごみ全体の構成を直接的に示すものではない。 
店舗ごみ箱設置率調査	ごみ箱設置率 68% (渋谷区全域平均) コンビニ (設置率78%、調査店舗数100)、カフェ (80%、46)、ファーストフード (97%、30) ケバブ (20%、10)、飲み物持ち帰り (47%、19)、キッチンカー (50%、4) など	- 渋谷区内全域の飲食料販売店舗のごみ箱設置状況を調査した結果を左記に示す。 - 対象店舗数：合計約300店舗 - 調査期間：令和7年2月4日～7月15日 
アンケート調査	ポイ捨て者は、 区民以外 92% 渋谷区民 8% 外国人 52% 日本人 48%	- 渋谷駅周辺においてごみのポイ捨てを行った者を対象にアンケート調査を実施。 - 合計20時間で42名の違反者を確認。うち、27名から回答を得た結果を左記に示す - 調査期間：令和7年7月4日～7月8日 

(参考) きれいなまちづくり事業の詳細

- 1. 渋谷区ポイ捨て対策プロジェクト**
- 2. 渋谷区路上喫煙対策**
- 3. 渋谷区落書き対策プロジェクト**
- 4. 渋谷区きれいなまちづくり広報活動**